

墨田区組織条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置) 第3条 墨田区に次の室及び部を設置する。 企画経営室 総務部 区民部 地域力支援部 産業観光部 福祉保健部 子ども・子育て支援部 都市計画部 <u>都市整備部</u> <u>資源環境部</u></p> <p>(分掌事務) 第4条 室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。 企画経営室 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>区民施設、教育施設、庁舎等の営繕に関すること。</u> (9) 秘書に関すること。 (10) 電子計算組織による情報処理に関すること。 総務部 (1)・(2) 〔略〕 (3) 条例の立案、契約その他他の室及び部に属しないこと。 区民部～都市計画部 〔略〕 都市整備部 (1)～(5) 〔略〕 (6) その他土木及び交通安全に関すること。 <u>資源環境部</u></p>	<p>〔同左〕 第3条 〔同左〕 企画経営室 総務部 区民部 地域力支援部 産業観光部 福祉保健部 子ども・子育て支援部 都市計画部 <u>都市整備部</u></p> <p>〔同左〕 第4条 〔同左〕 企画経営室 (1)～(7) 〔略〕 〔新設〕 (8) 〔同左〕 (9) 〔同左〕 総務部 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>区民施設、教育施設、庁舎等の営繕に関すること。</u> (4) 〔同左〕 区民部～都市計画部 〔略〕 都市整備部 (1)～(5) 〔略〕 (6) <u>環境保全に関すること。</u> (7) <u>緑化に関すること。</u> (8) <u>清掃事業に関すること。</u> (9) <u>リサイクルの推進に関すること。</u> (10) 〔同左〕</p>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) <u>環境保全に関すること。</u>(2) <u>緑化に関すること。</u>(3) <u>清掃事業に関すること。</u>(4) <u>資源循環の推進に関すること。</u> | |
|--|--|

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考】墨田区組織条例の改正に伴う組織の見直し（案）（令和5年4月1日）

